

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（421）」

2. 日時：平成28年9月8日 13時30分～15時35分

3. 場所：原子力規制庁 7階 C会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

江崎安全審査官、岸野安全審査官、櫻井安全審査官、照井安全審査官、
中原安全審査官、村上安全審査官、安田安全審査官、郡安技術参与、安
達係員、糸賀原子力規制専門員

（安全技術管理官（地震・津波）付）

鈴木技術参与

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部長 他5名

電源開発株式会社：原子力建築室 建築技術タスク 担当

東北電力株式会社：土木建築部 建築技術 担当

日本原子力発電株式会社：開発計画室 建築グループ主任

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ課長 他2
名

中国電力株式会社：電源事業本部 マネージャー（耐震建築）他1名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号
炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「4条 地震による損傷の防止」
について説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

<側面回転ばねの妥当性検討方針>

- SRモデルを適用する理由について客観性を持たせて説明すること。加えて、NOVAKのばねの適用性について、東京電力が論点としていない部分についても、既往の研究成果等を参考に用いて理論的な説明を充足すること。
- 論文の引用について、論文に記載されている内容を丁寧に記載するとともに、論文の引用部分と東京電力の考察部分とを明確に書き分け説明すること。
- 埋込みSRモデルにおける水平ばね、回転ばねの設定値を記載し説明すること。
- せん断ばねのせん断応力やせん断変位の時刻歴に関する考察について、

各考察が拘束効果にどう影響しているのか説明すること。

- 回転ばねを適用した目的の観点から、基礎底面の接地率の比較を示し説明すること。
- 「基本モデルと地盤精緻化モデルの比較」(P. 150) 及び「基本モデルとT/B連成モデルの比較」(P. 158) について、床応答スペクトルの比較も説明すること。

(2) 東京電力ホールディングス株式会社より、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 地震による損傷の防止について（補足説明資料）